

6-1 遺伝子組換え食品

食品表示基準別表 17 に示された食品については、IPハンドリング証明により確認された非遺伝子組換えのものを使用すること。また、別表 16 の対象農産物から作られる原材料であって、別表 17 以外のものについても、出来る限り、非遺伝子組換え食品を使用すること。